

## 宋代資料に見える頭項と探馬

— 遼、元の投下との關聯に於いて —

周 藤 吉 之

遼代の頭下州軍及び元代の投下即ち諸王・功臣等の領民乃至領地がこれらの時代の政治・社會・經濟上に於いて頗る重要な意義をもつていたことは、今更論するまでもない所である。これについては從來小林高四郎氏「元代の投下の意義について」（善隣協會調 査月報 六）、安部健夫氏「元代投下の語源考」（東洋史研究 三ノ、六）・村上正二氏「元朝に於ける投下の意義」（蒙古學 報一）、田村實造氏「遼代に於ける徙民政策と都市・州縣制の成立」（滿蒙論 叢三）等數多くの論稿が發表されている。これらの中、小林氏「元代の投下の意義について」と安部氏「元代投下の語源考」は頭下又は投下の意義及び語源について究明されたもので、何れもこの投下を本稿で取上げた頭項と關聯させて研究されている。即ち小林氏は南宋末の人彭大雅・徐霆の「黑韃事略」に見える十七頭項を頭下又は投下と關係づけて、王國維が「頭項は投下の音訛である」とする説によつて、頭下から頭項に音訛したとされている。これに對して安部氏は頭下が「續資治通鑑長編」太宗・雍熙三年正月に見える宋琪の上奏の中に、「晋末契丹頭下兵」とあり、（後述）頭項が北宋の歐陽脩の「歐陽文忠公集」や南宋末の文天祥の「文文山文集」に見えて、首領又は禦侮の長官の意味に使用されている所から、却つて契丹の頭下が「漢語としての頭項の繼承轉化された形ではないか」との疑問を提出されている。然し同氏は「この頭項が果して漢語本來のものなのか、更に契丹語の頭下が漢語の頭項の繼承形態かどうかは不明である」とされ、「王國維氏は頭項は投下

の訛音なりというが、これは充分な證據がない」と論ぜられている。そして安部氏は頭下・投下と頭項・投項を同じものとして、投下・頭項の元代の音は *hou-hia* 或は *hou-hiang* であるから、現代蒙古語の *tohya-kou* (功勞に酬いる) の名詞形に當るものとされている。

以上のように契丹の頭下・元代の投下は頭項と深い關聯をもつものであるが、これらの論稿では宋代の資料に數多く見える頭項についての研究があまり行われていないので、本稿ではまず宋代に於ける頭項の資料を多くあげて、その意義を明かにすることによつて、頭下又は投下の今後の研究に資したいと思う。

まず初めに契丹の頭下についての宋代の資料を掲げると、安部氏が引用されているように、「續資治通鑑長編」卷二七太宗、雍熙三年正月の刑部尙書宋琪の上奏の中に、

晋末契丹頭下兵、謂之大帳、有皮室兵約三萬人騎、皆精甲也、爲其爪牙、國母舒嚕氏頭下、謂之舒紳、有衆二萬、……とあるように、五代の後晋の末に契丹主の頭下の兵は大帳といい、皮室兵三萬人あり、國母舒嚕氏の頭下は舒紳といつて、二萬あつた。これは「宋會要輯稿」蠻夷・契丹の條にも見え、太宗の端拱二年(989)正月の吏部尙書宋琪の上奏には、

晋末虜主投下兵、謂之大帳、有皮室約三萬人騎、皆精甲也、國母述律氏頭下、謂之屬柵、有衆二萬、

とあつて、契丹主の投下の兵は大帳といつたが、前述の頭下は投下とも見え、又國母舒嚕氏は述律氏、その頭下の舒紳は屬柵といわれている(註)。これによつても頭下と投下とは同音同義であることが判る。大體頭と投とは普通であつて、唐代より既にこれらは混用されていたようで、唐の李匡義(翁濟)の「資暇集」下にも、

投子者、投擲於盤筵之義、今或作頭字、言其骨頭所成非也、……

とあつて、投子が頭子ともいわれていたらしい。従つて宋代から頭下が既に投下ともいわれたこともあつたであらう。更に頭下は契丹の資料である「遼史」卷三七地理志には從來引用されているように、

頭下軍州、皆諸王・外戚・大臣及諸部、從征俘掠、或置生口各團集、建州縣以居之、橫帳諸王・國舅・公主、許創立州城、自餘不得建城郭、朝廷賜州縣額、

と見えて、頭下軍州は諸王・公主・駙馬・外戚・功臣及び諸部酋が各地に從征して俘掠した生口で以つて、軍州を置いて居らせたものをいつていた。元代になると、一般に投下が用いられ、その性格も契丹の頭下と略々同じようなものであつた。然し元代でも頭下が用いられていることもあつた。それは安部氏が引用されているように、「永樂大典」站赤編九に、

總帥管著底城子裏出來當站有來底二百四十戶站戶、只必帖木兒大王根前諸王根前愛不花駙馬根底頭下有廳道、不當站有廳道、とあつて、愛不花駙馬の頭下と見えている。

かように頭下と投下とは同音同義の語であり、頭と投とは唐代より既に混用されていたようであるが、この頭下は從來契丹語であるようにいわれている。然しこの頭下又は投下が後述の如く頭項又は投項と同義語であり、小林・安部兩氏のいわれるように、その何れかが他のものの音訛であるとすれば、頭項は以下述べるように漢語であるから、頭下も漢語ではないかとの疑問が出てくる。これについてはなお後述することとする。

そこで頭項について述べると、これは宋代の資料に數多く見えている。宋代の資料でこれの早く見えるものは、安部氏も引用されている北宋の歐陽脩の「歐陽文忠公文集」卷一〇五仁宗・慶曆四年（1044）論湖南蠻賊可招不可殺劄子にあるもので、次のようなものである。

臣風聞、楊畋近興蠻賊鬪敵、殺得七八十人首級、……今湖南捕賊者、殺一人頭、賞錢十千、官軍利賞、見平人盡殺、平人驚懼、盡起爲盜、除鄧和尚、李花腳等數大頭項外、其餘隨大小成火者、不可勝數、今畋所擊只一洞、所聚已二千餘人、於二千人中、殺七八十人、是二十分之一、其餘時暫鳥散、必須復集、……若令畋自作意度、招取大頭項者、因此小勝傳布捷聲、其餘諸處結集者、分行招誘、……

これによると、このとき楊政が湖南の蠻賊を撃つたが、その湖南の蠻賊の中で鄧和尚・李花腳等は大頭項であり、その外に多くの蠻賊がいたので、歐陽脩はこれらの大頭項を招收し、又この小勝によつてその他の結集しているものをも招誘すべきことを論じた。これらの蠻賊は湖南の衡州・永州・道州・桂陽監等の山間にいたもので、鄧和尚・李花腳等はその大頭首であり、頭項は頭首の意であつたようである。但しこの文は現行本の「續資治通鑑長編」卷一四七慶曆四年三月甲戌にも見え、これでは大頭項はみな大頭領と記されている。然し宋刊本にはこの文の大頭領は大頭項である。「續資治通鑑長編」卷二二神宗・熙寧四年(1071)三月庚寅の條には、

詔樞密院・鄜延种諤・燕達、涇原周永清、王寧・劉慶・种詒、環慶种諲・任懷政、秦鳳向寶・劉舜卿、麟府王文郁・許咸吉・曹偃・張居等、十四頭項兵馬、各曾出効遇賊、並有斬獲、其得功將校、契勘速與行賞、

とあつて、鄜延・涇原・環慶・秦鳳・麟府等五路の种諤以下十四頭項の兵馬の中、賊に遇つて斬獲した將校には賞を行うこととした。これによると、种諤以下十四人の將領は漢人であつて、これらのものが頭項といわれているから、この頭項という語は漢語であるようである。又同書卷二二八同年十二月戊辰に中書・樞密院は王韶の上奏を進呈したが、その上奏の中にも、裕囉格兒及旺奇卜等、舉種內屬、乞依已得朝旨、除裕囉格兒殿直蕃巡檢、又分其本族、大首領四人爲族下巡檢、既分爲四頭項、自此可令不得復合爲一、免點集作過、

と見え、羌蕃の裕囉格兒等が内屬してきたので裕囉格兒を殿直蕃巡檢とし、その族の大首領四人を族下の巡檢とし、分けて四頭項として、復た一族とならしめないようにし、その點集を免じようとした。この四頭項は裕囉格兒の族下の四人の大首領である。同書卷三七五、哲宗・元祐元年(1038)四月己亥の臣僚の劄子にも、

窃緣蕃兵本外夷之族、素性反覆、存在陣隊之間、有似未便、兼又自來不經訓練、或臨寇敵、多是不明號令、又慮紛亂行伍、因致誤事、欲乞今後凡遇點集驅使之事、委是將副臨時分那一員、專切總領、別作頭項、若遇啼零緩急使喚、即委所隸將官

選差深曉蕃情部隊將使臣、亦分別頭項管押、

といわれて、涇原路の蕃兵についてこれは漢兵と一處に使用せず、點集驅使に遇えば、將副をして一員を移して、蕃兵を専ら總領して別に頭項となし、畸零の緩急使喚にはその將官をして更に使臣を選んで頭項に分つてこれを管押させようとした。これらの頭項も漢軍の將副或は使臣で蕃兵の將校となつたものを指している。同卷五一元符二年(1109)六月乙未の詔にも、

河中府・同・華州、新置蕃落六指揮、令永興軍路兵馬都監鄧咸安、量逐指揮人馬數多少、分作兩番、一年一替、權差赴鄜延路、仍仰本路都總管司、每指揮作一頭項差使、即不得零差赴諸路、

とあつて、河中府や同州・華州に新置した蕃落六指揮は永興軍路兵馬都監鄧咸安をして各指揮の人數を量つて兩番とし、一年一替として、鄜延路に差赴させ、指揮毎に一頭項を作つて差使させた。この頭項も蕃兵の一指揮毎に置いた將校をいつた。

以上は北宋の資料に見える頭項をあげたものであるが、これは北宋末より南宋に至る資料には一層多く見えている。「三朝北盟會編」には頭項が多く見えるが、卷六九靖康元年(1126)閏十一月二十五日に宋の郭京が金人に敗れ、金人が京師(開封府)に入つた條には、京師の状態を述べて、

又旋募無賴輩爲兵、草澤爲統制、凡九十餘頭項、凡統制官皆自號令、不受樞密節制、

と記され、無賴の輩を募つて兵とし、草澤即ち在野のものを統制とし、凡そ九十餘頭項もいて、これらの統制官はみな自ら號令していた。この頭項は統制官を指し、募兵の隊長をいつたものである。又同書卷八一靖康二年二月十五日(亥)に常謹の部下の孔彥威が常謹を斬つて大元帥府(康王府)に首を獻じたので、常謹の官職を孔彥威に授けた條には

辛巳(二十)奏擬彥威、武翼大夫閣門宣贊舍人、統制本頭項下人馬一萬人、令去開德府城下駐劄、聽宗澤節制、

と見えて、孔彥威は常謹の官職である武翼大夫閣門宣贊舍人を授けられて、本頭項下の人馬即ち常謹の率いていた人馬一萬人

を統制して、開德府に去つて、宗澤の節制を受けさせた。この本頭項下の人馬は自分の屬している將軍の下の人馬をいつたものである(2)。同書卷八九同年三月二十九日に大元帥(康王即ち高宗)が京城で張邦昌が立つたことを聞いて、河南北の諸府郡の山水寨に劄下して措置させた條にも、

急速劄下諸府郡、應官民之兵及河北諸山水寨頭項土豪民兵、并力把截、……………

とあつて、これらの諸府郡の山水寨の頭項・土豪・民兵に劄下して、力を併せて金軍を把截して、徽宗・欽宗の二帝の北狩を阻止させた。この頭項は山水寨の寨主を指すものである。同卷九四靖康二年四月二十一日に五軍の將士が人馬を擺拽して兵馬大元帥を護衛し、南京に入つた條にも、

大元帥府契勘、二十一日、五軍將士保衛兵馬大元帥康王、入南京、今將諸頭項人馬、擺拽下項、辛彥宗依舊充先鋒統制、丁順充先鋒副統制、祁超依舊充前軍統制、王澈充前軍副統制、張瓊依舊充左軍統制、孔彥威左軍副統制、張俊依舊充中軍統制、劉浩充中軍副統制、范實依舊充後軍統制、張換充後軍副統制收復、楊惟忠依舊都統制、右具呈稟、奉王旨、依此行下、

とあるように、康王(高宗)が南京に入つたとき、諸頭項の人馬を分つて、辛彥宗・丁順を先鋒統制・副統制、祁超・王澈を前軍統制・副統制、張瓊・孔彥威を左軍統制・副統制、張俊・劉浩を中軍統制・副統制、范實・張換を後軍統制・副統制とし、楊惟忠を都統制とした。従つてこの諸頭項はこれらの先鋒・前軍・左軍・中軍・後軍等の五軍の諸大將及びこれらを統べる都統制等を指したものである。これらの諸頭項は宋の諸大將をいつたものであるが、同書卷二〇二紹興十年(1140)六月十一日の條に劉琦が金軍の兀朮の軍を順昌府に破つたときの汪若海の劄子には、

兀朮起國中兵、一頭項入山東、曰聶黎孛董、一頭項入陝西、曰三郎君、一頭項入西京、曰李成、兀朮與三路都統領龍虎大王韓翟二將軍、以五月十二日入東京、

とあり、知順昌府王山京の言の中には、

除兀朮所將一頭項、每戰兀朮親爲擁押隊、其餘頭項、如龍虎・韓將軍之徒、皆無鬪志、又其麾下皆不欲南來、と見え、金國の兀朮がその國中の兵を盡して、南宋を攻めたとき、一頭項の聶黎李莖は山東より入り、一頭項の三郎君は陝西より入り、一頭項の李成は西京より入り、兀朮は龍虎大王・韓翟等と共に東京に入つた。そして兀朮の部下の一頭項はよく戦つたが、その餘の諸頭項の龍虎大王・韓翟等は鬪志がなかつたといわれている。従つてこの條の諸頭項は金軍の諸大將を指しているのである（三〇）。

又李心傳の「建炎以來繫年要錄」卷一五高宗・建炎二年（1128）五月辛卯に御營左軍統制韓世忠・主管侍衛步軍司公事閻京をして金軍を防がせ、宗澤に命じてこれを援けさせた條の宗澤の上奏にも、

近據諸路探報、敵勢窮促、可以進兵、臣欲乘此暑月、遣王彥等、自滑州渡河、取懷衛濬相等處、遣王再興等、自鄭州直護西京陵寢、遣馬擴等、自大名取洛趙眞定、楊進・王善・丁進・李貴等諸頭項、各以所領兵、分路並進、

とあつて、宗澤は王彥・王再興・馬擴等の諸將を遣して河北を攻めさせ、楊進・王善・丁進・李貴等の諸頭項も所領の兵を以つて路を分つて並進させるように述べている。この諸頭項も諸將領を指している。同卷六八紹興三年（1133）九月丙寅の條によつても、端明殿學士江南西路安撫大使兼知洪州趙鼎を江南西路安撫制置大使兼知洪州とし、中衛大夫武安軍承宣使神武副軍都統制岳飛の階官を落し、鎮南軍承宣使江西沿江制置使として江州に戍せしめ、尋いで沿江の二字を落したが、樞密院の言には、  
欲令飛於江州・興國・南康軍一帶駐軍、其江西見管諸頭項軍馬、雖隸帥司、如遇緩急、許飛抽差使喚、

とあつて、岳飛をして江州に駐軍させ、江西の見管諸頭項の軍馬は安撫制置司に屬させるも、緩急のときには岳飛の抽差するのを許そうとした。この江西の諸頭項も諸將領を指すものである。同卷七一同年十二月乙未に鎮江建康府江東宣撫使韓世忠が使を遣して事を奏したときにも、

世忠言、本司近收到曹成・李宏・馬友・劉忠・王方等、諸頭項數萬人、全無器甲、緩急遇敵、恐誤國事、

とあるように、韓世忠は曹成・李宏・馬友・劉忠・王方等の諸頭項數萬人を招收したが、これに器甲がないといつたため、詔して甲千を作つて給與することとした。この諸頭項は曹成・李宏・馬友・劉忠・王方等の盜賊の首領を指したものである。(後述参照)

更に「宋會要輯稿」食貨三營田雜錄によると、高宗・紹興二十八年(一一五八)九月二十七日、文林郎鄧昂が關外の營田を大いに開墾せんことを請うたので、四川安撫制置使王剛中等にこれを措置させた。そこで王剛中等は上奏して、

乞依紹興十五年四月二十二日已降降指、欲自紹興三十一年爲始、每歲候夏秋成了畢、從兩都統開具諸頭項所種營田頃畝、土色高下、元下種子、所收斛斗數目、并主管或提摠營田官職位、關報四川安撫制置司、并總領所、同共參照、通行比較賞罰、

といひ、紹興三十一年より毎年夏秋の成熟後、兩都統即ち吳璘・姚仲より諸頭項の種えた營田の頃畝、土色の高下、元下した種子、收めた穀物の數並に主管官・提摠營田官等を四川安撫制置司並に四川總領所に報告させて、それらの諸頭項の賞罰を行わんことを請うて、これが施行された。この諸頭項は吳璘・姚仲の兩都統の部下の將帥を指しているのである。

南宋の文集にも頭項は多く見えている。李綱の「梁谿全集」には頭項が頗る多く見えているが、同書卷一一九の與權樞密第二書には、

朝廷遣孟・韓二帥、統重兵以臨湖湘、聞以暑月之故、未曾進兵措置賊盜、惟曹成一項、爲岳飛所破、有就招撫之意、未知今復如何、自餘劉忠・李宏・楊華・雷進・楊亾郎・鍾相殘黨、凡有十餘頭項、劇賊、負固自若、馬友見以十萬衆、蚕食長沙、亦未放散、今孟韓得旨、催促疾絕交割訖、赴行在、深慮此逐項巨寇、非旬月所可措置、其勢決須留遣、後人非得重兵及名望已著近上武官、存留本路、措置招捕、安能有濟、輒具奏、乞留岳飛就潭州駐劄、并乞撥還韓京等三項軍馬、踏逐到楊惟忠下統領官胡友・毛佐人兵、乞撥充元降畫一二萬之數、……



とあつて、紹興二年の頃（一）、朝廷は孟庚・韓世忠等を遣して、荊湖南路の諸盜を平定させたが、曹成（前述）の一項が岳飛に破られたのであつて、その他の楊忠・李宏、（以上）楊華・雷進・楊公郎・鍾相の十餘頭項の劇賊は自若としているのに、孟・韓二帥は行在に召還されたので、李綱はこれらの逐項の巨寇は旬月で措置すべき所ではないから、岳飛を存留してこれらを平定させ、韓京等三項の軍兵を撥還し、楊惟忠下の統領官胡友・毛佐人兵を撥して、二萬の兵を荊湖南路に留めんことをいつたのである。この楊忠・李宏・楊華・雷進・楊公郎・鍾相等十餘頭項の劇賊は、これら十餘人の賊の頭領をいつたもので、この文集に多く出てくるものである（二）。そしてこれでは曹成という賊の頭領が「曹成の一項」とあり、又これら十餘頭項の劇賊が「此の逐項の巨寇」といわれていて、これらの賊の頭領は單に項ともいわれていたようである。「曹成一項」については同書卷一一七與秦相公第二書別幅にも、

然英韶循惠間、盜賊出沒甚衆、曹成一項幾十萬人、四月初已犯連賀等州、

とあつて、曹成一項は十萬人に近く、廣南路の連・賀等の州を犯していたのである。又前掲の文には「韓京等三項軍馬を撥還せんことを請う」といわれており、これは同卷一一九與翟參政書によると、韓京・吳全・吳錫の三項軍馬を指すものであり、同卷一一八與秦相公第十三書別幅（衡州）によると、「韓京・吳錫・吳全等三項軍馬を撥還せんことを請う」とあつて、これらの南宋の將領も項といつていたのである。又前掲の與翟參政書には

孟韓二帥班師、韓兵屯建康、岳飛屯九江、事變如此、豈江北之有警耶、荊湖劇寇十餘項、衆數十萬、獨曹成爲飛所破、

ともあつて、荊湖の劇寇十餘項といわれて、前文の「十餘頭項の劇賊」がこれでは劇寇十餘項と見えている。更に同書卷一一八與秦相公第九書別幅には、

使荊湖南路盜賊悉已平定、王師凱旋、猶當留重兵鎮壓、矧十餘頭項劇寇、未嘗招捕得一項了當、……

とあつて、王師即ち孟庚・韓世忠の軍が凱旋しても重兵を留むべきであるのに、まして十餘頭項の劇寇が未だ招捕して一項も

得て済ましていないから、重兵を置くべきであるといわれている。これでも十餘頭項の中一項も得ていないとあるから、頭項は單に項ともいわれていたようである(66)。

又同書一一八與秦相公第七書別幅には、

比者使臣自行在還、伏蒙頒降到勅劄畫一等、種種仰賴朝廷應副、不堪悚息、第所乞五項人兵、惟得辛企宗・閻臬兩項、……兼韓京・吳錫・吳全三項人兵、已蒙撥付本司、今又改與岳飛、殊失指準、雖蒙撥到杜湛一項、已係見在湖北路軍馬、……又所得辛企宗・張宗彥等、兵又各不多、其間冗濫尤須揀汰、則二萬之數、所闕甚多、除乞撥還韓京・吳錫・吳全外、竊見楊惟忠下有兵八九千人、胡友・毛佐兩項軍馬、約三千餘人、見在袁・虔州駐劄、惟忠既物故、未有撥隸去處、伏望鈞慈撥此兩項充二萬之數、俟諸頭項齊集、續具少剩申陳、庶幾有可指準、

と見え、李綱は初め辛企宗・閻臬の兩項と韓京・吳錫・吳全三項の人兵即ち五項人兵を得て、二萬の數にしよとしたが、これらの中韓京等三項は岳飛に屬せしめたので、これを撥還し、朝廷より撥した杜湛一項の人兵は湖北路の軍馬に係るのでこれをやめ、これらの人兵では二萬の數に達しないので、もとの楊惟忠下の胡友・毛佐兩項の人兵をも併せて、二萬の數に充て、それらの諸頭項が齊集してから、それら諸頭項の人兵の少剩の數を上申して、指揮を仰ぐことにせんことをいつた。これによつても、この諸頭項は將領の各項を指していて、將領の各項を併せて諸頭項といつたものである。更に同卷一二五與張相公第十八書(正月)によると、

近與漕司同具奏、及申朝廷、以虔賊謝小鬼等、聚集數千人、侵犯吉州、殘破永豐・吉水兩縣、逼近州城作過、潰散官兵、本司已遣發兩頭項軍馬、前去討捕、

とあつて、虔賊謝小鬼等を討つため、兩頭項軍馬を遣發して賊を討たせたとあるが、與張相公第十九書(正月)には、

虔賊謝小鬼等、結集兇徒數千人、侵犯吉州、破永豐・吉水兩縣、潰散官軍、驅執將佐、殘害甚衆、本司遣兩項軍馬、前

去討殺、并督將兵會掩擊、幸獲勝捷、

とあつて、この謝小鬼を討つため、兩項軍馬を遣して討ち、勝利を得たといわれている。従つて頭項は單に項ともいわれたのである。これらの諸例から見ると、この項は賊又は軍將一項・二項乃至五項等といわれているので、これは項目とか事項の項と同じ意味で、當時賊又は軍を數える場合にも一項・二項等といつて、この項が使用されていたように思われる。そこで十頭項・兩頭項が十項・兩項といわれたものであろう。なお後述の如く頭項と使われて、その項が頸の意味に使用されていることもあつた。この「梁谿全集」でも頭項が頭首といわれていることもあつた。その他同書卷一〇七中督府密院催差軍馬狀には、

虔州界有會六寇・曾大喉・黃鯁鑽・曾九・唐四・謝鬼七・周謝誠・梁玩・李洪・劉宣・吳添・廖一長・劉十二・譚十二等  
吉州界會太保・尹使者・郭少二・周花八・譙花三・易十二・羅大等、南安軍界何少七・吳宗傳・李收等、臨江新軍滄縣管  
下、有已受招安鄒烏八等、賊徒結集、頭項人數不一、猖獗作過、……緣今來作過盜賊、頭項數多、委是闕兵、分頭前去捉  
捉、殺

とあつて、虔州・吉州・南安軍等には多くの賊徒が結集し、頭項人數が同じからず猖獗していたが、これを討つ兵數が不足し、頭を分つて前去して捉殺させたといわれている。

かように李綱の「梁谿全集」によると、頭項は盜賊の頭領や宋軍の將領を指し、これらは單に項といわれていることもあつた。この項は當時賊又は軍を數える場合に一項・二項等と用いられていたようである。又宋軍が賊を攻めるとき頭を分つて討つともいわれていた。

更に趙鼎の「忠正德文集」卷七建炎筆錄によると、建炎三年閏八月十六日の條には、

是日有詔、以二十六日幸浙西、留右僕射杜充、鎮守建康、……已而劉光世移屯江州、韓世忠移江陰常州境上、由是充所統者、  
王瓊及其舊部曲陳淬・岳飛等數頭項而已、

とあつて、高宗は浙西に行幸し、右僕射杜充が建康に留守したが、杜充の統率するものは王玘やその舊部曲の陳淬・岳飛等の數頭項ばかりであつたといわれている。この數頭項も數人の部下の將校を指したものである(一)。又李彌遜の「筠溪集」卷一東南募兵畫一狀によると、合選置武臣統制以副文臣守帥の條には、

今來所募人兵、務濟實用、全藉統制官一切圍結訓練、使知隊伍出入次第、須擇自來會任軍中將佐之人、以爲統制、窃見諸路見有小頭項主兵官、如江西中世景・李貴・廣南韓京・福建王進之類、若就差於今來屯兵去處、作統制官、使於逐人見管人兵上、增添招募、庶幾新舊相習、易以成就軍伍、

とあつて、紹興初年に東南では兵を募つて訓練させ、それには諸路の小頭項の主兵官即ち江西の中世景・李貴・廣南の韓京・福建の王進等のようなものを用いて、統制官としようとした。かように小頭項といわれることもあり、これはあまり高くない將校をいつたものである。李光の「莊簡集」卷一四與翟公巽書によつても、南宋の初めに李光が越州より杭州の帥になつたとき、軍が變を起して平民を刺殺し、婦女を擄劫し、薛昂の家を圍んだが、その中憲漕兩司が趙子璘を遣して賊を招安したので、賊は大いに懼れた。そのとき高士腫が新に任ぜられたので、李光は方秘監等四員と共に、賊の第四頭項陳青を連れて秀州に詣つて、高士腫が杭州に入つて撫定せんことを請うた。そこで高士腫は遲疑したが、遂に杭州に往くこととしたので、賊首陳通・その三沈安・その六葉軒等が郊外にこれを迎えた。然るに高士腫は從者を約束しないで、從者が賊を辱めたため、賊は怒つて陳青が己等を賣つたものと疑い、その家質を取り、その妻を殺し、その身を囚へたといわれている。この第四頭項陳青は賊の第四番目の首領をいつたものである。更に綦崇禮の「北海集」卷八賜川陝宣撫使司張浚詔によると、吳玠が金軍の兀朮、撒離喝等を敗つたときのことを記して、

據吳玠申、金人屢敗、終未退師、遂於三月一日夜、遣將兵、劫動金人寨壘戰、…又三月二日夜三更以來、劫破四太子・

皇帝郎君、大寨使首尾不能相掄、拔寨遁走、見遣諸頭項官兵追襲、痛行掩殺前去、委是大獲勝捷、

(建炎以來繫年要錄) 卷七三・七四參照

とあつて、吳玠等は紹興四年三月二日夜に金軍の兀朮等を殺金平に破り、諸頭項官兵を率いてこれを追襲した。この諸頭項も宋の將領であつた。

又周必大の「奉詔錄」卷二の孝宗・淳熙十一年(1182)十二月の與王希呂咨目によると、

合肥不可不守五說甚詳、昨來郭鈞亦欲移所部兵、專任此責、……合肥地當四衝、則無險阻可恃、須宿重兵、乃能堅壁、倘虜以一軍綴我城守、而縱輕騎深入、則和州孤城、何以自立、而雷世賢在定山、獨受大敵、亦豈萬全之策、前書所以詢及民兵萬弩手・山水寨等、正欲帥師糾合諸頭項人兵、獨當一面、爲兩淮藩籬、却令郭鈞駐和州、雷世雄駐定山、互爲聲援、乃無疏虞、

とあつて、合肥を守るため郭鈞が和州より合肥に移ろうとしたので、合肥を守るとすると、重兵を置かねばならず、金軍がこれを圍み、輕騎を縱つて深く入れば、和州は孤立し、定山にいる雷世雄が獨り敵を受けるので萬全の策ではない。前に民兵・萬弩手・山水寨を詢うたのはこのためで、帥師をしてこれら諸頭項の人兵を糾合して、和州・定山において兩淮の藩籬としようと欲したからである、そこで郭鈞をして和州に駐まり、雷世雄をして定山に駐めて聲援させたがよいといわれている。この諸頭項は淮南の諸將領をいつたものである(10)。又孝宗朝の人林光朝の「艾軒集」卷一〇附録には、

艾軒嘗云、伊川解經、有說得未的當處、此文義間事、安能一一皆是若大頭項則伊川底、却是善觀伊川者、

とあつて、艾軒は程伊川(程頤)が經を解するには、說得して未だ的當でない處があるが、これは文義間の事はどうして一一みな大頭項である伊川の若くなることができようといつてゐるが、これは程伊川をよく觀たものであると見えてゐる(11)。この文の中の大頭項則ち程伊川というのは程伊川のような大學者という意味であつて、これは偉い人を指したものである。従つて頭項は賊の頭領とか軍將を指したばかりでなく、學の深いものをもいつたようである。その他この頃の人洪邁の「夷堅志」已志七善謔詩詞には、

政和改僧爲德士、以皂帛裹頭項、冠千上、無名作子兩詞、……

とあつて、徽宗の政和年間に僧を改めて德士とし、皂帛で以つて頭項を裹み、上に冠を頂かせたと見えている。この頭項は頭と頸をいうものであるが、當時頭と頸とを併せて頭項ともいつていたのである。かの頭項が賊の首領・軍隊の將領等をいうのも、このような意味から出たとも考えられないことはない。即ち宋の吳處厚の「青箱雜記」卷三には、

相國劉公沆、累舉不第、天聖中將辨裝赴省試、一夕夢被人砍落頭、心甚惡之、有鄉人爲解釋曰、狀元不至、十二郎做只得第二人、劉公因詰之、曰、雖砍却頭、留項在裡、蓋南音謂項爲沆、劉留同音、後果第二人及第、

とあつて、項は頸の意味であるが、頭を砍つても項を留めれば、狀元即ち第一人で及第しないが、第二人で及第するといわれ、頭項が科擧の狀元及び第二人の及第者であると解かれていることから窺われよう。

要するに宋代資料に見える頭項という語には大小とか第四などの形容詞・數詞のつくこともあり、これは廣く盜賊の主領、部族の酋長、金國軍の大將及び宋軍の大將・將校・山水寨の主領、或は偉い學者等を指していた。そして頭項が單に項といわれていることもあり、これは當時賊の頭項や宋軍の將領を數える場合に、一項・二項等といつてこの項が用いられたからであつたようである。又頭項は頭と頸を指していることもあり、上述のような意味はかような頭首ということから出てきたようにも考えられる。これから見て、この頭項は外來語ではなく、宋代に一般に使用された漢語であつたに相違ないのである。

宋代では頭項は以上のような意味に使われていたから、蒙古の太宗朝に南宋より蒙古に使用して、その見聞を記した彭大雅及び徐霆の理宗・嘉熙丁酉(元年1237)の「黑韃事略」にも、

每大酋頭項、各有一旗、

其軍馬將帥、舊謂之十七頭項、志沒眞、僞大太子拙職、僞二太子茶合鰓、僞三太子兀窟鰓(韃主)、僞四太子駝欒、志沒哥窩眞、按只鰓、撥都馬、斲白馬、暮花里國王、紇志郡王、蕭夫人、阿海、禿花、明安、劉伯林、

宋代資料に見える頭項と探馬(周藤)

其頭項分成、則窩眞之兵、在遼東、茶合觥之兵、在回回、撥都附馬之兵、在河西、

と見えて、蒙古の軍馬將帥はもと十七頭項あつて、それは鐵木眞（元太）、求赤・茶阿歹・斡歌歹（宗太）、拖雷以下十七人であり、その頭項の中、斡惕赤斤は遼東にあり、茶阿歹は回回にあり、撥都駙馬の兵は河西にいたといわれている。この十七頭項については小林氏が詳細に考證されている。ただこれに對して王國維は、

頭項者投下之音訛、此語本出契丹、遼史地理志、頭下諸州、皆諸王外戚大臣及諸部、從征俘略、或置生口各團集、建州縣以居之、

といつて、頭項は投下（頭下）の音訛であり、この語はもと契丹より出たといつて、前掲の「遼史」地理志の頭下の條を引いている。然しこの頭項は上述の如く漢語であるから、頭項が頭下の音訛である筈はなく、勿論頭項が契丹より本と出たということもないのである。

元代に於いて頭項が投下と同義に用いられていたことは、安部氏が引用されているように、郝經の「郝陵川文集」卷三二河東罪言の世祖・中統元年の上奏には、

平陽一道、隸拔都大王、又兼眞定・河間道内鼓城等五處、以屬籍最尊、故分土獨大、戶數特多、使如諸道祇納十戶四斤絲一戸包銀二兩、亦自不困、近歲公賦仍舊、而王賦皆使貢金、不用銀絹雜色、是以獨困於諸道、……今王府又將一道細分、使諸妃王子各征其民、一道州郡、至分爲五七十頭項、有得一城或數村者、各差官臨督、雖又如漢之分王・王子・諸侯、各衣食官吏而不足、況自貢金之外、又誅求無藝乎……願下一明詔、約束王府、罷其貢金、止其細分、

（「歷代名臣奏議」  
卷六五參照）

とあつて、拔都には平陽道と眞定・河間道の鼓城等の五處を與えて、五戸絲・包銀を納めさせたが、ここではこれらを金で以つて貢納させ、しかもそれらの地を諸妃・王子等に細分して、一道州郡が五七十頭項にもなつて、一城或は數村の賦を徵收し、それらの各頭項に官が遣されて、金の外に人民より誅求していたので、郝經はこの貢金をやめ、その地の細分を止めんこと

を講うたのである。この五七十頭項は勿論投下と同義の語である。元代ではこの頭項は投項と見えていることもあり、安部氏が指摘されているように、「元典章」卷四朝綱一庶務至元十年(1273)六月日附には

彰德路承奉中書戸部符文該、契勘本部上承都省、下臨隨路諸司局、及遇諸王位下各投項一切民間大小公事、照得……

とあつて、諸王位下の各投項一切の民間大小公事に遇えば、照得するに……と見えている。安部氏は元代資料では頭項を投項としているのはこれだけであるといわれているが、魏初の「青崖集」卷四奏議の至元八年五月七日にも、

照得、近例州縣不滿千戸者合併、又軍戸鄂囉轉運司、俱各合併入總管府、所以省冗員禁侵攬也、窃見目今除諸王位下戸計外、係大官數目内、送納差發米糧種田等戸、如耶律丞相・南合中書・楊中書・賈達阿嚙罕等、投項甚多、其各官頭目、俱有長次、及首領官・令史・催差人等、各人既無俸祿以養廉、則侵擾之弊、不能不無、以此參詳、既是依例納絲銀人戸、合無照依合併州縣鄂勒轉運司體例、并入見住州縣、與民一滾通行科差、若有合回付絲銀去處、令於官庫内驗數支取、不必更爲設官、……

とあつて、このとき州縣を合併し、軍戸鄂囉轉運司も總管府に合併して冗員を省いたが、諸王位下の戸を除き、耶律丞相・南合中書・楊中書・賈達阿嚙罕等の投項が甚だ多く、その投項内の各官頭目・首領官・令史・催差人等は俸祿がなく民を侵擾したので、その納絲銀人戸は見住州縣に併入して民と一體に科差し、投項に納むべき絲銀は官庫の中から支給し、必ずしもそれらの官吏を設けないこととした。この耶律丞相・南合中書・楊中書・賈達阿嚙罕等の投項は勿論頭項であつて、これが投下を指すことは明らかである。従つて元代では頭項は投下と同義に用いられ、投項と見えていることもあつた。

以上のように宋代の頭項は漢語であり、元代に投項と見えているとすれば、元代に於いてこれと同義語であつた投下即ち宋代及び遼代資料に見える頭下も漢語ではなかつたかとの疑問が出てくる。殊に元代では諸王の場合には位下といわれ、功臣の場合に主に投下といわれたが、位下は位の下であつて古くから使用されているから、頭下も頭の下ではなかつたかとも思われる



のである。そこで契丹の頭下について最も早く見える前掲の「續資治通鑑長編」卷二七太宗・雍熙三年正月の刑部尙書宋琪の上奏を見ると、

晋末契丹（主）、頭下兵、謂之大帳、有皮室約三萬人騎、皆精甲也、爲其爪牙、國母舒嚕氏頭下、謂之舒紳、有衆二萬、とあつて、契丹主の頭下の兵という漢語を契丹では大帳という語でいい、國母舒嚕氏の頭下という漢語を契丹では舒紳といつたように見える。この宋琪の上奏には、この外にもこれと似た所が見えて、契丹が宋に侵入してくるときに、

大帳前及東西面、差大首領三人、各率萬騎支散、游兵百十里外交相邏、謂之攔子馬、

とあつて、游兵の百十里外に交々相邏するといふ漢語を契丹では攔子馬というと見えている。これから見て頭下は契丹語ではなく漢語のように思われる。そして宋の葉隆禮「契丹國志」卷二三兵馬制度には前掲の宋琪の上奏が、

晋末契丹主部下兵、謂之大帳、有皮室兵約三萬人騎、皆精兵也、爲其爪牙、國母述律氏部下、謂之屬珊、有衆二萬、…、と見えて、頭下兵が部下兵となつているのも、頭下が漢語ではなかつたと疑わせる。そこで當時頭下という漢語があつたかどうかということであるが、これはあまり明かでない。然し當時頭が軍隊の將校の意味に使用されていたことは確實であつて、前掲の宋琪の上奏文の中にも、宋軍が契丹と戰鬥する隊形を論じた所に、馬歩精卒十萬騎を用い、前陣二萬と後陣八萬に分け、前陣は一萬五千騎で、その陣身は一萬人とすべきことを述べて

敵若乘我深入、陣身之後、更以馬步人五千、分爲十頭、以撞竿鎧弩俱進、……

と論ぜられ、陣身の後に馬歩人五千を分けて十頭とすると見え、この十頭は勿論十人の將校とする意味である。即ちこれは前述の頭項の條であげた「分爲四頭項」や「分頭前去」と同じような意味であろう。そして五代宋初には軍隊の長には都軍頭・都頭が見え、賊の頭領も賊頭といわれており、官廳の長でも「中書政事堂の堂後官房頭を録事となす」ともあつて、これらに頭が使用されている<sup>(13)</sup>。又唐末には使頭・使下の語も見え、使下が節度使等の使の下の官吏・軍兵を指しているのに對して、その使

を使頭といつていた<sup>(註2)</sup>。従つて前述の頭項の條に「張憲頭項下人馬」と見えて、(註2)頭項下の人馬があるように、「契丹主頭下兵」とある「頭下の兵」という漢語もあつたのではないかと考えられる。

終りに村上氏の「元朝に於ける投下の意義」や護雅夫氏の「探馬赤部族考序説」<sup>(史學雜誌 五五ノ一)</sup>によると、元代の投下には探馬赤という軍があり、その性格が明かにされている。この探馬赤 *famaeci* の<sup>(註)</sup>は蒙古語によく見える「所有者」とか「する人」を意味する語であるが、この探馬も宋代資料に見えている。即ち「續資治通鑑長編」卷一三〇仁宗・慶曆元年(1041)正月丁巳の知延州の茫仲淹上言には「令西路巡檢劉致在德靖寨、張宗武在敷政縣、密布探馬、候賊奔衝、放令入界」とあつて、延州西路巡檢劉政・張宗武をして探馬を多く配置して、西夏の來寇を探察させた。又「三朝北盟會編」卷六四靖康元年(1126)十一月二十二日に康王<sup>(高宗)</sup>が相州に還つた條にも、

王在磁州、知相州汪伯彥、據探馬回報、金人鐵騎、約有五百餘人、自衛縣而來直北、借問康王遠近、虜執村人爲鄉導、と見えて、知相州汪伯彥が探馬の回報によつて、金人の鐵騎五百餘人が衛縣より來て北に向つたことを知つたようである。この探馬は探察の騎兵を指したものである。更に同書卷二四七紹興三十一年十二月十六日には、

金人探馬數百騎、入泗州、張豪請討之、

とあつて、金人の探馬數百騎が泗州に入つたので、土豪がこれを討たんことを請うた。この探馬も金軍の探察隊である。

又宋の文集を見ても、南宋の人員興宗の「九華集」卷二四西陲筆略には治平の役で探騎を發して、遂に敵を破るの條に、

即命將官李庠、將驍騎三百、名曰探馬、日中騎前數十里、敵兵忽合呼聲隱地、庠愕眙、令一騎逸至軍所言狀、諸將失色、……統領官劉海奮曰、不可、探騎雖少、皆吾人也、不救則吾已戰者盡殲、未戰者益沮、救不可後也、

と見え、李庠が驍騎三百名を率いて、これを探馬といつて、先ず敵狀を探察したとあり、統領官劉海の言の中ではこれが探騎といわれている。従つて探馬は庠騎で以つて編成して、敵狀を探察させたものをいうのである。「元朝秘史」續集卷二に太宗が金

を滅ぼして、財貨・淮馬・人口を攻掠し、「先鋒の探馬赤を置き、南京・中都にダルガチを置いた」とある探馬赤も（14）、これと性格の似たところがあるように思われる。そこで元代の投下に於ける探馬赤軍の探馬という語も、宋代資料に見える探馬と關聯があるのではないかと考えるのである。

註 ① 「續資治通鑑長編」ではこの宋琪の上奏を雍熙三年正月とし、「宋會要輯稿」では端拱二年正月としているが、「太宗實錄」卷三五雍熙三

年正月にはこの上奏が見えないから、これは雍熙三年正月ではなく、端拱二年正月のようである。

② かように頭項下の人馬とあるのは、この外にも見え、「三朝北盟會編」卷八六靖康三年三月二十五日にも、張憲が宿州にいたときのことを述べて、

已宣總司添差張憲頭項下人馬、分兵留守、自可足用、

とある。

③ この外「三朝北盟會編」には頭項は同卷八五靖康二年三月十六日、同卷九四同二年四月二十日、同卷一八〇同七年十月等にも見えてい

る。

④ これらの事實は「建炎以來繫年要錄」卷五五紹興二年六月に見えている。

⑤ 「梁谿全集」卷一一八與張相公第七第九書別幅、卷一一九與程給事第一第二書、卷一二〇與潘子賤龍圖書、卷一二六與張相公第二四書

卷一二九與張龍圖第一書參照。

⑥ 同上卷一二〇與呂提刑第五書にも、「又得醴陵探報、萍鄉千百爲群者、凡數項何紛紛也」とあり、同卷一二二與趙相公第五書（四月六

日）にも、「又袁吉臨江建昌之間、饑民往往竊發、千百爲群、今已十五六項、……」と見えている。その他同卷一〇六申省措置酌情處

斷招降盜賊狀參照。

⑦ 同上卷一二六與張相公第二五書とは、

袁州萍鄉賊石鐵牌鍾牛皮等六夥、並已招降揀放外、得頭百十人：此十數頭首、皆係桀黠、久在江西、湖南兩界首作過、殺傷官兵甚衆、と見える。この石鐵牌・鍾牛皮等六夥は同書卷一二九與張龍圖第三書には「石鐵牌等六頭項」とあり、この六頭項については同書卷一〇六申省相度吉州將兵狀、卷一〇七申枢密院乞差撥軍馬狀にも見えている。

⑧ この「分頭前去」は同書卷一〇七申都督府乞差撥軍馬狀にも見えている。

⑨ この「忠正德文集」卷二乞免勦喬信にも、

緣喬信部下官兵止千人、彭友等三頭項、徒黨萬數不少、衆寡不敵、

ともあつて、彭友等三頭項は吉州龍泉縣の賊である。

⑩ なお安部氏のあげられたように、文天祥の「文文山文集」卷五賀吳提舉西林に、「明公蓋防防一大頭項也、今事莫如袁吉之急、袁以改畏明公」とある。

⑪ 林光朝は孝宗の淳熙五年(1178)に死んだ。この「艾軒集」には南宋の人劉克莊・林希逸の序文があるので、この附録の記事も南宋の人の林光朝に関するものを集録したのもであらう。

⑫ この十七頭項については「金史」卷一一七國用安傳にも見え、その詳細については小林氏「元代の投下の意義について」参照。

⑬ 都頭については「新五代史」卷六三王建世家によると、楊復光が忠武軍將鹿晏弘等の兵八千を八都としたとき、王建・鹿晏弘等はみな一都頭となつたとあり、賊頭については「舊五代史」卷八四後晉少帝開運三年五月戊戌の條に「淮南(吳)が海州刺史を遣して賊頭常知及を應接した」と見え、堂後の官房頭を録事としたのは、同上卷八一後晉少帝天福六年七月癸未である。又使頭使下については「唐會要」卷六一大中五年七月勅及び程大昌「演繁露」卷六唐憲衛使頭・使下参照

⑭ 小林高四郎氏「蒙古の祕史」によると、探馬の原語は定かでないといわれている。(三一六頁)なおこれについては那珂通世博士「成吉思汗實錄」卷一二参照。